

⑨ 土地は適切に管理しましょう

問 環境政策課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

空地などの使用していない土地を適切に管理することは、所有者や管理者の責務です。

管理されていない土地は、草木の繁茂、害虫等の発生、ごみの不法投棄の誘発などにより、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことがあるほか、管理が不十分であることが原因で事故などが発生した場合は、所有者の責任が問われることもあります。

所有者や管理者は、土地のご近所や地域の方に連絡先を伝えておくことでの無用なトラブルの未然防止や、土地や建物が適正な状態を保てるように、定期的な除草や木竹の剪定など適正管理に努めてください。なお、刈払機などを利用する場合は、騒音などの発生についても周辺に配慮をお願いします。

⑩ 歳末たすけあい援護金を配分します

問・申 笠間市社会福祉協議会 本所(笠間市美原 3-2-11) TEL 0296-77-0730

笠間支所(笠間市石井 717) TEL 0296-73-0084

岩間支所(笠間市下郷 5139-1) TEL 0299-45-7889

「歳末たすけあい募金運動」でご協力いただいた募金から、援護を必要とする世帯へ自己申告方式により援護金を配分する事業です。

対象 令和 7 年 10 月 1 日現在で笠間市に居住し、世帯全員の市民税が非課税次のいずれかに該当する世帯

対象世帯	条件
準要保護	準要保護の認定を受けている世帯
身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者(児)	身体障害者手帳 1 級所持者のいる世帯・療育手帳④・A 所持者のいる世帯 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者のいる世帯
ひとり親 (母子・父子)	ひとり親世帯で満 18 歳まで (満 18 歳到達後の最初の 4 月 1 日までの間にある)の子がいる世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
高齢者	75 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯・75 歳以上の高齢者のみの世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
要介護認定 4・5	要介護認定 4・5 の方がいる世帯

申込方法 印鑑、振込先口座が確認できるもの(通帳など)をお持ちのうえ、窓口で直接お申し込みください(代理申請可)。

配分方法 指定口座に入金されます。振り込みは、12 月 12 日(金)の予定です。

申込期限 11 月 7 日(金)

※対象世帯が 2 つ以上該当する場合でも、申請はいずれか 1 つとなります。

※生活保護世帯や施設入所者、長期入院者(6 か月以上)は対象になりません。

小中学生の登下校の見守りをお願いします。

5 ページ

2025-1002